

調達公告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年6月28日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

- (1) 業務の名称 「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムinとっとり企画運営業務
- (2) 業務の内容
別添1「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in とっとり企画運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 業務期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 予算額
金3,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
契約に定められた業務内容の遂行に当たって追加の費用負担が生じた場合、鳥取県（以下「発注者」という。）の責による場合を除き、原則として受注者の負担とする。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、本部等又は支店、支部等を有する法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。
なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年7月4日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより6の（1）のイの場所に提出すること。この際、この公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後、速やかに6の（1）のイの場所に必ず連絡すること。
- (4) 本件調達の公告日から本件業務に係る企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件調達の公告日から本件業務に係る企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

- (1) 発注者は、企画提案の順位を決定するため、「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in とっとり企画運営業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案の順位を審議し、決定するものとする。
- (3) 審査会は5名以内で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

企画提案書の内容を「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in とっとり企画運営業務

委託に係る公募型プロポーザル審査会評価要領に基づき評価するものとし、審査委員の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

5 最優秀提案者の選定方法

原則として、4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続等

(1) 問合せ先は次のとおりとする。

ア この公募型プロポーザルに関する書類の提出及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県子ども家庭部子育て王国課

電話 0857-26-7148 ファクシミリ 0857-26-7863

電子メール kosodate@pref.tottori.lg.jp

イ 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(2) 実施要領の交付

「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in とっとり企画運営業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)は、令和6年6月28日(金)から同年7月26日(金)までの間に鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和6年6月28日(金)から同年7月26日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

(1)のアに同じ

7 参加申込書の提出

(1) 企画提案参加申込書の提出は、令和6年6月28日(金)から同年7月26日(金)までの間(休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同年7月26日(金)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(2) 発注者は、(1)により提出のあった企画提案参加申込書を審査の上、本プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年7月31日(水)までに文書で提出者に通知するものとする。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

(4) 提出場所

6の(1)のアに同じ

8 企画提案書の作成等

(1) 企画提案書は、別添2「企画提案書作成要領」(以下「作成要領」という。)に基づき作成及び提出するものとする。

(2) 提案者は、本件業務を一括して第三者に委託(請負を含む。以下「再委託」という。)することはできないが、企画提案書の作成に当たり、本件業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者(以下「協力者等」という。)の協力を得て、企画提案書を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1(1)ア(イ)の事業の実施体制を明ら

かにする書類に記載すること。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出期間及び時間

令和6年6月28日（金）から同年8月2日（金）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和6年8月2日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出部数及び規格

【社名（団体名）の記載があるもの】 正本1部（添付書類も同様）

【社名（団体名）を伏せたもの】 正本1部、副本5部（添付書類も同様）

A4版縦（A3版の折込可）

(6) 提出場所

6の（1）のAに同じ

9 プレゼンテーションの実施

次のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、日時、場所については変更する可能性がある。具体的な日時及び場所については、企画提案参加申込書を提出した者に別途通知する。

(1) 日時

令和6年8月6日（火）

(2) 場所

鳥取県庁（鳥取県鳥取市東町一丁目220番地）

(3) 参加条件

プレゼンテーションは1提案につき30分程度（内容説明20分以内、質疑応答10分程度）とする。なお、別途通知するプレゼンテーションの実施時間の10分前までに集合すること。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合もある。

- | | |
|-------------------------------|---------------|
| (1) 鳥取県ホームページ掲載（公募開始） | 令和6年6月28日（金） |
| (2) 競争入札参加資格審査申請書提出期限（登録のない者） | 令和6年7月4日（木）正午 |
| (3) 質問受付期限 | 令和6年7月12日（金） |
| (4) 質問回答期限 | 令和6年7月18日（木） |
| (5) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和6年7月26日（金） |
| (6) 参加資格審査結果の通知 | 令和6年7月31日（水） |
| (7) 企画提案書等提出期限 | 令和6年8月2日（金） |
| (8) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 令和6年8月6日（火） |
| (9) 審査結果の通知 | 令和6年8月上旬 |

(10) 契約締結等の協議及び見積の依頼

令和6年8月中旬

(11) 契約締結

令和6年8月下旬

13 その他

(1) 企画提案書の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、鳥取県子ども家庭部子育て王国課ホームページで公表するとともに、提案者全員に通知する。(https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/)

(4) 企画提案書作成等に係る経費負担

企画提案書の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。

なお、発注者に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 発注者は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、実施要領及び仕様書による。

- イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除するときがある。
- ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。
- エ 鳥取県議会令和6年6月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、本プロポーザルを行わない。ただし、予算の議決が審査会以降となる場合には、議決前に審査会を行うが、予算が成立したときに受注者の決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、受注者の決定を行わない。